

関係人口創出推進プログラム造成・実施業務委託仕様書（案）

1 業務名称

関係人口創出推進プログラム造成・実施業務委託

2 業務の目的

本市では、関係人口が有するノウハウを活用した取組を推進し、地域経済の活性化や地域課題の解決につなげることを目的とし、関係人口の創出に向けた取組を推進している。

本業務では、本市が抱える公共交通分野などの人材不足という地域課題に対し、将来的に本市への移住・就職のきっかけとなるよう、短期の就業体験プログラムを造成・実施し、これにより、人手不足に悩む業種への就職を促進する。

3 履行期間

契約締結日から 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日まで

4 用語

(1) 備後圏域

広島県三原市、尾道市、福山市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町及び岡山県笠岡市、井原市をいう。

5 プログラム概要

(1) 実施期間

ア 契約締結の日から 2026 年（令和 8 年）2 月 28 日までを実施期間とする。

イ 実施期間内に 1 件以上のプログラムを実施することとし、詳細の実施日時は発注者との協議の上、決定すること。

ウ 本プログラム実施後、継続的な関係性の構築のため、フォローアッププログラム等を実施すること。

(2) 実施場所

ア 福山市内

(3) 実施内容

ア 公共交通等の人材不足の地域課題等に対し、将来的に本市への移住・就業のきっかけづくりとして、短期的な就業体験プログラムを造成すること。

イ 市内の企業・地域等がプログラムの目的を達成するために必要な役割（体験や学びのコンテンツの提供等）を担うプログラムとすること。

(4) 参加者

ア 備後圏域外に居住し、関係人口として地域課題等の解決に意欲がある者とし、実施プログラムの趣旨を理解していることを条件とする。

イ 参加者の募集に当たっては、ウェブサイト等を活用して幅広く周知・募集するほか、受注者がプログラムの趣旨に沿った効果的な手法で実施すること。

ウ 1 件のプログラムの参加者（本業務運営主体は除く）は 5 名以上とすること。なお、参加者が 5 名に満たない場合、発注者との協議の上、催行の可否を決定すること。

(5) 費用負担

ア 福山市までの往復交通費の 1/2 以上は参加者負担とし、飲食費は本業務委託費に含めないこと。宿泊費等のその他費用は、本業務委託費から支出又は参加者負担のいずれかとし、業務遂行に当たって、適正な参加者負担額を設定すること。

(6) その他

イ 実施するプログラムは、旅行業法の適用を受ける可能性があるため、受注者が旅行業の登録事業者でない場合、旅行業に該当する行為は旅行業の登録事業者に再委託を行うなど、法令等を遵守して本プログラムを実施すること。

6 業務内容

(1) プログラム造成業務

ア 受注者は、次の事項等を含めたプログラム案を発注者に提案すること。なお、発注者との協議により、必要に応じて修正を行った上でプログラムを最終決定すること。

(ア) 本プログラムの目的に応じた課題解決の方向性

(イ) 誘致する参加者のターゲット及びその設定理由

(ウ) 募集人数及び募集方法、参加者負担額

(エ) 実施場所及び実施期間

(オ) プログラムの具体的なコンテンツ及び課題解決の方向性における各コンテンツの位置付け

(カ) 連携予定の市内の企業・地域及びプログラムにおける役割

(キ) プログラム実施までのスケジュール

(ク) その他、本プログラムを実施する上で必要な事項

(2) プログラム運営業務

ア 受注者は、次の事項等を含めて、プログラム実施に向けた準備を進めること。なお、発注者との協議により必要に応じて修正を行うこと。

(ア) 準備作業の体制・役割分担やスケジュール等のドキュメント作成

(イ) 準備作業に関する進捗管理

(ウ) 参加者の募集及び連絡調整・各種手配等

(エ) 広報ページの作成と運用補助（参加者を募集する場合）

(オ) 発注者との連携による関係施設や関係者等への依頼や調整

(カ) 人員や機材等の手配、準備

(キ) 当日の役割分担表、タイムテーブル等のドキュメント作成

(ク) プログラム実施の様子を情報発信することに関する参加者説明、協力依頼

(ケ) その他プログラムの実施準備に関する必要な事項

イ 受注者は、プログラム実施に当たり、参加者の旅行保険への加入手続きを行うこと。

ウ 受注者は、発注者が情報発信を行う素材として、プログラムの様子が分かる写真や動画を撮影すること。なお、情報発信素材として使用する旨を参加者に説明し、承諾を得ること。

エ 受注者は、プログラム実施による効果や、今後の継続的な関係性の構築につながったか等を把握するため、プログラム実施後（履行期間内）、フォローアッププログラム等を行

い、発注者に報告すること。

7 成果品

- (1) 本業務の成果品は次のとおりとし、電子データで納入すること。
 - ア 関係人口創出推進プログラム造成・実施業務報告書
 - イ 発注者との協議録
 - ウ プログラムの様子が分かる写真・動画
 - エ 本業務の実施に当たって作成した関係資料
 - オ その他発注者が指定するもの
- (2) 成果品の納入先は、福山市企画財政局企画政策部企画政策課とする。
- (3) 成果品の納品日は、受注者及び発注者が協議の上決定する。
- (4) 成果品は全て発注者に帰属することとし、受注者は発注者の承認を得ずに使用又は公表しないこと。

8 その他

- (1) 大規模事故や気象警報発生時など、発注者の判断により、イベントの一部または全部を実施しないこともある。その際は、双方協議のうえ支払額を決定するものとする。
- (2) 業務の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (3) 緊密な連絡体制を確保し、業務に支障をきたさないこと。
- (4) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければいけない。
- (5) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (6) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様とする。
- (7) 本業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じたときは、発注者、受注者協議の上、解決するものとする。